

# 運賃の適用方

徳島県海部郡海陽町 海陽町長 三浦 茂貴

海洋自然博物館マリンジャム

## I 運賃の適用方

### 1. 小児旅客運賃

(1) 次の旅客には小児旅客運賃を適用する。

ア. 小学校に就学している小児

イ. 大人に同伴されずに、又は団体として乗船する1歳以上で小学校に就学していない小児

ウ. 大人に同伴されて乗船する1歳以上、小学校に就学していない小児であって、大人1名につき1人を超える者

(2) 1歳未満の小児の運賃及び大人に同伴されて乗船する1歳以上で小学校に就学していない小児（団体として乗船するものを除く。）の運賃であって、大人1名につき1人分は、無料とする。

### 2. 団体旅客運賃

ア. 一般団体旅客運賃は旅行及び観光目的、又は行程等を同じくした者で構成された15名以上の旅客が乗船する場合に適用する。

## II 運賃の割引

### 1. 運賃の割引は、次のとおりとする。

(1) 身体障害者に対する運賃の割引

身体障害者及びその介護者に対する運賃の割引は、次に定めるところによる。

ア. 身体障害者の定義

この割引の適用において、身体障害者とは身体障害者福祉法第15条第4項の身体障害者手帳の交付を受けている者をいう。

イ. 適用条件

この割引の適用にあたっての条件は、次のとおりとする。

① 身体障害者手帳の提示をした場合に限る。

② 介護者について、身体障害者1名について当町において介護能力があると認められた介護者1名が当該身体障害者と同一の乗船便等により旅行する場合に限る。

ウ. 割引の内容

運賃の割引の内容は、次のとおりとする。

① 身体障害者及び介護者の運賃については5割引とする。

(2) 知的障害者に対する運賃の割引

知的障害者及びその介護者に対する運賃の割引は、次に定めるところによる。

ア. 知的障害者の定義

この割引の適用において、知的障害者とは昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」に規定する療育手帳の交付を受けている者をいう。

イ. 適用条件

この割引の適用にあたっての条件は、次のとおりとする。

- ① 療育手帳の提示をした場合に限る。
- ② 介護者について、知的障害者1名について当町において介護能力があると認められた介護者1名が当該知的障害者と同一の乗船便等により旅行する場合に限る。

ウ. 割引の内容

割引の内容は、次のとおりとする。

- ① 知的障害者及び介護者の運賃については5割引とする。

(3) 精神障害者に対する運賃の割引

精神障害者及びその介護者に対する運賃の割引は、次に定めるところによる。

ア. 精神障害者の定義

この割引の適用において、精神障害者とは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項及び平成7年9月12日健医発第1133号厚生省保健医療局長通知「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について」に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。

イ. 適用条件

この割引の適用にあたっての条件は、次のとおりとする。

- ① 精神障害者保健福祉手帳の提示をした場合に限る。
- ② 介護者について、精神障害者1名について当町において介護能力があると認められた介護者1名が当該精神障害者と同一の乗船便等により旅行する場合に限る。

ウ. 割引の内容

運賃の割引の内容は、次のとおりとする。

- ① 精神障害者及び介護者の運賃については5割引とする。

(4) 難病の患者に対する運賃の割引

難病の患者及びその介護者に対する運賃の割引は、次に定めるところによる。

ア. 難病の患者の定義

この割引の適用において、難病の患者とは難病の患者に対する医療等に関する法律第7条第4項の規定により医療受給者証の交付を受けている者をいう。

イ. 適用条件

この割引の適用にあたっての条件は、次のとおりとする。

- ① 医療受給者証の提示をした場合に限る。
- ② 介護者について、難病の患者1名について当町において介護能力があると認められた介護者1名が当該難病の患者と同一の乗船便等により旅行する場合に限る。

ウ. 割引内容

運賃の割引の内容は、次のとおりとする。

- ① 難病の患者及び介護者の運賃については5割引とする。

(5) 提携宿泊業者の宿泊者に対する運賃の割引

提携宿泊業者の宿泊者に対する運賃の割引は、次に定めるところによる。

ア. 提携宿泊業者の定義

この割引の適用において、提携宿泊業者とは「海洋自然博物館マリンジャムの宿泊割引券に関する取扱要項」(別紙)に合意し、協定を締結している宿泊業者をいう。

イ. 適用条件

この割引の適用にあたっての条件は、次のとおりとする。

- ① 「海洋自然博物館マリンジャムの宿泊割引券に関する取扱要項」(別紙)に基づき、提携宿泊業者により配布された割引券を提出した場合に限る。

ウ. 割引の内容

運賃の割引の内容は、次のとおりとする。

- ① 「海洋自然博物館マリンジャムの宿泊割引券に関する取扱要項」(別紙)に基づき、割り引くものとする。

(6) マリンジャム他発行割引券等による運賃の割引

マリンジャム他発行割引券等による運賃の割引は、次に定めるところによる。

ア. マリンジャム他発行割引券等の定義

この割引の適用において、マリンジャム他発行割引券等とは、海洋自然博物館マリンジャム又は海陽町役場が発行した割引券等をいう。

イ. 適用条件

この割引の適用にあたっての条件は、次のとおりとする。

- ① マリンジャム他発行割引券等を提示又は提出した場合に限る。

ウ. 割引の内容

運賃の割引の内容は、次のとおりとする。

- ① マリンジャム他発行割引券等による運賃の割引については1割引・2割引・3割引・5割引のいずれかとする。

(7) 情報誌「なんと」掲載割引券による運賃の割引

情報誌「なんと」掲載割引券による運賃の割引は、次に定めるところによる。

ア. 適用条件

この割引の適用にあたっての条件は、次のとおりとする。

- ① 情報誌「なんと」掲載割引券を提示又は提出した場合に限る。

イ. 割引の内容

運賃の割引の内容は、次のとおりとする。

① 情報誌「なんと」掲載割引券による運賃の割引については3割引とする。

(8) こどもの日乗船半額キャンペーンによる運賃の割引

こどもの日乗船半額キャンペーンによる運賃の割引は、次に定めるところによる。

ア. 適用条件

この割引の適用にあたっての条件は、次のとおりとする。

① 5月5日において乗船するすべての者を対象とする。

イ. 割引の内容

運賃の割引の内容は、次のとおりとする。

① 5月5日において乗船するすべての者の運賃の割引については5割引とする。

(9) 1歳以上で小学校に就学していない小児に対する運賃の割引

1歳以上で小学校に就学していない小児に対する運賃の割引は、次に定めるところによる。

ア. 1歳以上で小学校に就学していない小児の定義

この割引の適用において、1歳以上で小学校に就学していない小児とは次の者をいう。

① 大人に同伴されずに乗船する1歳以上で小学校に就学していない小児。

② 大人に同伴されて乗船する1歳以上で小学校に就学していない小児であって、大人1人につき1人を超える者（団体として乗船するものを除く。）。

③ 団体として、乗船する1歳以上で小学校に就学していない小児。

イ. 適用条件

この割引の適用にあたっての条件は、次のとおりとする。

① 前項定義を満たすすべての者を対象とする。

ウ. 割引の内容

運賃の割引の内容は、次のとおりとする。

① 大人に同伴されずに乗船する1歳以上で小学校に就学していない小児の運賃及び大人に同伴されて乗船する1歳以上で小学校に就学していない小児であって、大人1人につき1人を超える者（団体として乗船するものを除く。）の運賃については5割引とする。

② 団体として、乗船する1歳以上で小学校に就学していない小児の運賃については400円引きとする。

(10) SAFE DRIVER カード（以下、SD カードという。）所持者に対する運賃の割引

SD カード所持者及び同伴者に対する運賃の割引は、次に定めるところによる。

ア. SD カード所持者の定義

この割引の適用において、SD カード所持者とは自動車安全運転センター発行のSD カードを所持している者をいう。

イ. 適用条件

この割引の適用にあたっての条件は、次のとおりとする。

- ① 自動車安全運転センター発行のSDカードの提示をした場合に限る。
- ② 同伴者について、SDカード所持者1名について同伴者（4名まで）が当該SDカード所持者と同一の乗船便等により旅行する場合に限る。

ウ. 割引の内容

運賃の割引の内容は、次のとおりとする。

- ① SDカード所持者及び同伴者の運賃の割引については2割引とする。

(11) JAF 会員に対する運賃の割引

JAF 会員及び同伴者に対する運賃の割引は、次に定めるところによる。

ア. JAF 会員の定義

この割引の適用において、JAF 会員とは JAF に会員として加入している者をいう。

イ. 適用条件

この割引の適用にあたっての条件は、次のとおりとする。

- ① JAF 会員証の提示をした場合に限る。
- ② 同伴者について、JAF 会員1名について同伴者（4名まで）が当該 JAF 会員と同一の乗船便等により旅行する場合に限る。

ウ. 割引の内容

運賃の割引の内容は、次のとおりとする。

- ① JAF 会員及び同伴者の運賃の割引については2割引とする。

(12) 運賃割引の重複適用の禁止

運賃の割引で2以上の割引条件に該当する場合は、重複して適用しない。

III 運賃の端数処理について

運賃は10円を単位とし、10円未満は切り捨てとする。

付則

設定届	平成3年11月11日	精神薄弱者に対する運賃の割引
変更届	平成10年3月16日	運賃改正
変更届	平成10年5月12日	身体障害者に対する運賃の割引範囲拡大
変更届	平成30年10月27日	障害者関連各法律と運賃の適用方との整合
変更届	平成31年3月26日	障害者及び難病の患者に対する割引の拡充
変更届	令和元年6月25日	運賃改正及び各種割引の追加
変更届	令和元年7月26日	各種割引の追加